



平成29年度 WAM助成 募集のお知らせ

独立行政法人福祉医療機構（WAM）が行う社会福祉振興助成事業（WAM助成）は、国庫補助金を助成金の財源とし、NPOやボランティア団体などが行う民間福祉活動に対して助成する制度です。

高齢者・障害者などが地域のつながりの中で自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動に対して、助成というカタチでお手伝いしています。

《提出期限》 平成29年1月27日（金）
（書類必着）

詳細は[29年度WAM助成のお知らせ]のホームページに掲載しています。

☞WAMホームページ(<http://hp.wam.go.jp/>)の右上にある“バナー”をクリックしてください。

平成29年度
WAM助成
募集中です！

ここをクリック！

皆さまからのたくさんのご応募
をお待ちしています！

WAM 独立行政法人福祉医療機構
Welfare And Medical Service Agency

本事業の公募は、本来平成29年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早期に事業を実施するために、予算成立前に行うことといたしました。そのため、予算の成立状況によっては、内容に変更が生じることがある点に留意してください。

1 WAM助成を受けられる対象者

- NPO法人 ● 社会福祉法人 ● 医療法人 ● 公益社団法人、公益財団法人
- 一般社団法人、一般財団法人（定款において残余財産を公益目的の法人に配分することを規定する法人に限る）
- その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人・団体

（次の法人・団体は助成対象者から除外）

- 国、地方公共団体、独立行政法人等
- 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人・団体
- 過去に法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人・団体
- 株式会社等の営利事業を目的に設立された法人・団体
- 役員（理事）が1人だけの法人・団体
- 監事を設置しない法人・団体（定款等に監事の設置規定がないものを含む）
- 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めがない団体

2 WAM助成の対象となる事業

次の（1）又は（2）のいずれかの事業であり、かつ、次ページに掲げる助成テーマに該当し、応募団体が自ら主催する事業とします。

助成対象事業	（1）地域連携活動支援事業	（2）全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業内容	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業（同一都道府県内）	全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
《要件①》 他の団体との連携	核となる団体が他の団体（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等）と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること	
《要件②》 活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業であること	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること
助成金額	50万円～700万円	50万円～900万円（注）

（注）なお、次のいずれかに該当し、委員会が特に認める場合は、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業において、2,000万円の範囲内で上記助成金額を超えることができます。

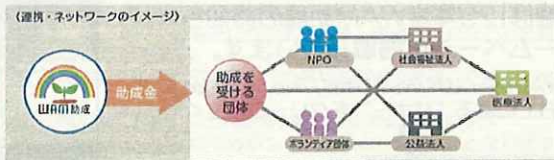
- ・災害支援等十分な資金の確保が必要な事業を行う場合
- ・4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合

（次に該当する場合は助成対象事業から除外）

- 営利を目的とする事業
- 調査・研究を目的とする事業
- 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成を受ける事業
- 介護給付、自立支援給付など国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施する事業
- 国または地方公共団体から委託を受けて行う事業
- 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業

◆ 連携・ネットワークとは ◆

助成を受ける団体が同じ目的を持つ他の団体と相互に連携し、協力関係を築いて事業に取り組むことをいいます。



3 WAM助成の対象となる経費

- 謝金 ● 旅費（国内外旅費） ● 借料損料（会場借料含） ● 家賃
- 備品購入費 ● 消耗品費（燃料費、食材費、会議費含） ● 印刷製本費 ● 通信運搬費
- 賃金 ● 委託費 ● 保険料 ● 雑役務費 ● 光熱水費

（注1）助成対象経費のうち、負担上限額が定められている経費がありますのでご注意ください。

（注2）助成対象経費であっても、その妥当性・必要性の判断から助成の対象とならない場合があります。

4 WAM助成の対象となるテーマ（助成対象テーマ）

- ☞ 「児童虐待防止」「貧困・格差対策」「障害者などの孤立防止や認知症対策」等を引き続き重視しつつ、平成29年度募集では特に、地域における子育て・子育て環境の向上、支援に資する活動を積極的に支援します。
- ☞ 既存の制度の狭間にある福祉課題やニーズに対応し、民間の創意工夫を活かして地域特性に応じたきめ細かな活動を積極的に支援します。
- ☞ 高齢者、障害者、子どもなどの分野や対象者などの区分を越えた、分野横断的に取り組む活動を積極的に支援します。

<安心につながる社会保障>

- (1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業
keyword 福祉のまちづくり、共生社会、多世代、生活困窮者、地域包括ケア、孤立防止、権利擁護分野横断など
- (2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
keyword 福祉人材やボランティア等の確保・育成、福祉・介護従事者の資質の向上など
- (3) 介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
keyword 認知症対策、若年性認知症、地域移行、難病等の介護家族の支援、見守り支援、見守り活動介護による社会的孤立、市民後見など
- (4) 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
keyword 介護と仕事の両立支援、家族支援、環境整備、啓発・普及活動、介護休業からの復帰など
- (5) 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
keyword 介護離職の防止、介護家族へのサービス提供、家族の負担軽減など
- (6) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
keyword 介護予防、独居・高齢世帯等への支援、地域の見守り、高齢者等の多様な就労促進生涯現役を目指した地域づくりなど
- (7) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業
keyword 地域生活の実現、社会参加、医療的ケア、難病・慢性的な疾患、終末期医療等への支援障害者・難病患者等の就労・社会参加など

<夢をつむぐ子育て支援>

- (8) 結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
keyword 子ども・若者支援、ひきこもり支援、就労支援・就労定着支援など
- (9) 妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
keyword 子育て支援、子育て中の孤立防止、出産・育児負担の軽減、子育て広場、子育て世代包括支援など
- (10) 子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
keyword 三世代同居、家族支援、Iターン・Uターン支援など
- (11) 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
keyword 保育系サービス、保育人材の確保、待機児童対策など
- (12) 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
keyword 子育てと仕事の両立支援、家族支援、環境整備、普及・啓発活動など
- (13) 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
keyword 子どもの貧困、社会的養護、学習支援、ひとり親支援など
- (14) 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業
keyword 児童虐待予防・防止、社会的養護の推進、医療的ケア、自立生活支援など

5 WAM助成の対象となる事業の実施期間

【事業実施期間】平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(注) この助成金を受けて行う事業は、この実施期間内に終了する必要があります。また、助成事業に係る経費の支払いもこの期間内に終了する必要があります。

6 WAM助成の応募の方法など

詳細はWAMホームページに掲載
WAM 独立行政法人福祉医療機構



(1) 要望書(添付資料)、要望額調書の作成

- ① WAMホームページ (<http://hp.wam.go.jp/>) の右上にある“**バナー**”をクリックしてください。
- ② 助成金要望書(添付資料)、要望額調書及び関係書類の各様式をダウンロードし、平成29年度社会福祉振興助成金要望書(添付資料)、要望額調書を作成してください。

(注)「事業内容編(Wordファイル)」と「事業費編(Excelファイル)」の2種類を作成

(2) WAMホームページからエントリー

- ① 平成29年度社会福祉振興助成金要望書フォームに必要事項を入力してください。
<http://hp.wam.go.jp/jyosei/2017subsidy/tabid/2478/Default.aspx>
- ② 正確に入力されているかを確認後、送信ボタンを押してエントリーしてください。
- ③ エントリーした書式を印刷し、印鑑登録をした印(法人格のない団体の場合は代表者個人の印鑑登録した印)を押印してください。

(3) 応募書類の提出

次の書類一式を、機構NPOリソースセンターへご郵送ください。

- ・ (1) で作成した要望書(添付資料)、要望額調書
 - ・ (2) でエントリーした書式(押印した原本)
 - ・ 反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書
 - ・ 下記添付書類
 - ① 定款、寄付行為又は運営規約等
 - ② 応募時における最新の予算書
 - ③ 応募時における最新の決算書
 - ④ 法人登記簿(「登記事項証明書」)の写し(任意団体は除きます) (法人は貸借対照表も必須)
- ※いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

《提出期限》 **平成29年1月27日(金)** ※書類必着

(注) 応募開始前および締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

＜問合せ先・郵送先＞

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課
TEL03-3438-4756 FAX03-3438-0218



(4) 選定方法とその結果の通知

- ☞ 助成対象事業の選定は、外部有識者からなる「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」で審査します。
- ☞ 選定結果については、平成29年4月上旬を目途にWAMホームページ等で公開します。
なお、選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、予めご了承ください。

＜助成にあたっての注意事項＞

- (1) 助成事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、助成金専用口座の開設、帳簿の作成(当機構指定のエクセル形式)により会計管理をしてください。また、助成対象経費にかかる証拠書類(帳簿類、領収書、振込書等)は助成事業完了後7年間の保管義務があります。
- (2) 助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、『独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業』の助成表示を必ず明記していただきます。
- (3) 助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々(利用者)へのアンケート調査を実施していただきます。
- (4) 助成事業終了後、4月末までに、機構所定様式による事業完了報告書、助成事業の経費にかかる領収書(写)、自己評価書の提出が必要になります。
- (5) 助成事業終了後、助成事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応していただくことが必須となります。

＜留意事項＞

- (1) この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- (2) 助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、助成の要望を受け付けません。
- (3) 他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を利用する資格を失います。
- (4) 助成対象事業については、機構の監査及び会計検査院の検査の対象となります。また、助成期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- (5) ご提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
- (6) ご提出いただいた顧客情報及びお客様の情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。
 - ・ 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
 - ・ 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため
 - また、機構業務の中でお客様サービス向上のために使用することがあります。※顧客情報及び業務上知り得たお客様の情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。